

「三重県子ども条例」の改正(案)に対するご意見と県の考え方

番号	項目	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
1	名称	【改正の視点】①に「子どもの権利を守ることを正面から捉える」とありますが、なぜ条例の名称に「子どもの権利」を入れないのですか？	④	本条例改正では、子どもの権利を正面から捉えるという視点のもと、基本理念をはじめ各条文に「児童の権利に関する条約」の考え方を盛り込むとともに、各主体の役割や県の基本的施策など、子どもに関する施策を進めるための基本方針を規定しています。 名称については、「子どもの権利条例」や「子ども基本条例」など様々なご意見がある中で、子どもが身近に感じられるか、かつ、条例の内容を適切に表現できているかとの観点から、現行の「子ども条例」を変更しないこととします。
2	名称	「子どもの権利を守ることをより明らかにする」ための条例改正だと考えます。その意味で 名称に“権利”を入れるべきだと考えます。子どもの権利を守るための施策に重点が置かれていますが、まずは「子どもの権利」について宣言することが必要だと考えます。	④	同上
3	名称	非常に残念です！現行の子ども条例作成時、時間的制約の中で「権利」を入れることができず、改正時にかけていました。つまり子どもの権利条例にする悲願です。そのことは別にして(個人的な思いですから)どんな話し合いで権利条例ではなく基本条例になってしまったのか意味不明です。子どもの権利が守られて、子ども主体の思想が確立しなければ日本の将来はないと危機感すら持っている私としては再検討をお願いしたい。国からおりてくる諸問題と抱き合わせにする方向なのか、とも思えるのですが、そこを考えていくためにも照らす「子どもの権利条例」の制定あつてのことだと考えます。そうでなければ総花的になり基本の理念がぼやけていくこと間違いなしと思います。	④	同上
4	名称	改正の視点 ①で「子どもの権利を守ることを正面から捉える」と述べられているが、権利という言葉を入れないで正面から捉えていると言えるのだろうか？人権・権利意識が高い県であるならば、正面から堂々と「権利条例」と名乗ってほしい。10年後の改正でも、「三重県子どもの権利条例」の名称にできないのであれば、あまりにも残念である。	④	同上
5	名称	「子ども基本条例」という名称について“基本”とあることで「この条例を中心に子どもたちを守っていく」という風を感じ、大人のためにあるものだと思います。子どもとの間に距離があるように感じます。子どもを中心とした、子どものためのものなら、「子ども条例」や「子どもの権利条例」といった名前の方が子どものためのものと感じることができると思います。子どもたちが「自分たちのための条例なんだ」と思える名称がいいのではないのでしょうか。	①	同上
6	名称	三重県の子どものに関する条例全体の土台となる条例とするという意図で題名を「三重県子ども基本条例」とするのであれば、三重県の環境に関する個別条例(三重県自然環境保全条例等)の目的規定等において、「三重県環境基本条例の理念にのっとり」といった文言が入られているように、他の三重県の子どものに関する条例、例えば、子どもを虐待から守る条例の目的規定等に「三重県子ども基本条例の理念にのっとり」といった基本条例と個別条例の関係であることを明示するような文言を入れるよう、改正条例の附則において関連条例の改正を行うべきではないか。なお、そのような関連条例の改正を行わないのであれば、あえて「三重県子ども基本条例」と改称せず、現行どおり「三重県子ども条例」でよいのではないか。	①	本条例改正では、子どもの権利を正面から捉えるという視点のもと、基本理念をはじめ各条文に「児童の権利に関する条約」の考え方を盛り込むとともに、各主体の役割や県の基本的施策など、子どもに関する施策を進めるための基本方針を規定しています。 名称については、「子どもの権利条例」や「子ども基本条例」など様々なご意見がある中で、子どもが身近に感じられるかどうか、かつ、条例の内容を適切に表現できているかとの観点から、現行の「子ども条例」を変更しないこととします。
7	前文	子どもを取り巻く環境について、「ひとり親家庭の増加」についても言及するとともに、子どもの貧困に加えて「子どもの孤立」といった現状について、文言としてふれるべき。 (理由) 子どもたちの“今”をみつめていくうえでは、地域コミュニティの希薄化だけでは語ることのできない「社会や人とのつながりが弱まっていること」「機会が少なくなっていること」が視点として必要だと考えるため。また、そういった視点からの十分な環境整備の具体にもつなげていく必要があると考えるため。	⑤ ④	原案では子どもを取り巻く環境の変化として、「人口減少、少子高齢化、共働き世帯の増加、地域コミュニティの希薄化、デジタル化の進展、経済格差の拡大など」と記載していましたが、修正案では削除しています。 また、原案では、子どもが置かれている状況が深刻さを増していることについて、「いじめ、不登校、児童虐待相談対応件数の増加、子どもの貧困、ヤングケアラー、インターネットトラブルなどの問題、新型コロナウイルス感染症による心身への影響など」と記載していましたが、修正案では例示を限定することとし、「児童虐待やいじめなどの権利侵害」としています。
8	前文	子どもの心にとって大切な「安心」というキーワードを入れることを希望する。	①	前文に「安全で安心して過ごすことができる多くの居場所」、「安全に安心して暮らすことができる三重」という形で、「安心」という文言を入れます。
9	前文	「いじめ、不登校、児童虐待相談対応件数の増加」を「いじめや児童虐待相談対応件数・不登校の増加」としてはどうか。 ※一般的には、このように書かれることがほとんどであるが、「いじめ」「不登校」「児童虐待」をセットにし、「いじめ」と「児童虐待」の間に「不登校」を入れることに違和感がある。いじめは加害者のいる子どもの問題行動であり、児童虐待は大人による問題行動である。一方、不登校は問題行動ではなく、子どもによる自己防衛や意見表明(無自覚であっても)でもある。	④	原案では子どもが置かれている状況が深刻さを増していることについて、「いじめ、不登校、児童虐待相談対応件数の増加、子どもの貧困、ヤングケアラー、インターネットトラブルなどの問題、新型コロナウイルス感染症による心身への影響など」と記載していましたが、修正案では例示を限定することとし、「児童虐待やいじめなどの権利侵害」としています。
10	前文	第2段落について、第1段落で「子どもは(……)権利の主体である」ことを宣言したものの、現実にはそれが十分に全うされていないことを確認するという論理的関係を明確にするため、冒頭に「しかしながら、」や「一方、」のような接続詞を加えてはどうか。	①	ご意見をふまえ、第3段落の冒頭に、「しかしながら、」を追加します。

番号	項目	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
11	前文	「いじめ、不登校、児童虐待相談対応件数の増加、子どもの貧困、ヤングケアラー、インターネットトラブルなどの問題、新型コロナウイルス感染症による心身への影響」について、例えば「の増加」にかかるのはどの文言かなど個々の文言のつながりが不明確であり、また、レベル感の違うものが併記されているように感じる。また、「子どもの置かれている状況は深刻さを増している」の例示として、例えば「インターネットトラブルなどの問題」では例示になっていない。「いじめ、不登校、児童虐待相談対応件数の増加」、「子どもの貧困、ヤングケアラー、インターネットトラブルなどの問題」、「新型コロナウイルス感染症による心身への影響」というグループに分かれるということを前提とすれば、例えば、当該部分を「いじめ、不登校及び児童虐待相談対応件数の増加、子どもの貧困、ヤングケアラー及びインターネットトラブルなどの問題の深刻化並びに新型コロナウイルス感染症による心身への影響」と改めようか。	④	原案では子どもが置かれている状況が深刻さを増していることについて、「いじめ、不登校、児童虐待相談対応件数の増加、子どもの貧困、ヤングケアラー、インターネットトラブルなどの問題、新型コロナウイルス感染症による心身への影響など」と記載していましたが、修正案では例示を限定することとし、「児童虐待やいじめなどの権利侵害」としています。
12	前文	「ヤングケアラー」について、第14条第2項にも出てくる用語であり、他県の条例では定義していることが多く、県民等に対する分かりやすさの観点から、子ども・若者育成支援推進法第15条等も参考に、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども」といった定義を行ってはどうか。	⑤	特別な支援や配慮が必要な場合について全てを網羅的に記載することはできないため、例示を限定することとし、前文及び第14条第2項にあった「ヤングケアラー」については削除しています。
13	前文	「インターネットトラブル」について、法律や他県の条例では確認できず、条例で用いる用語としては口語的で適切ではないと考えるので、定義を行った上で用いるか、「インターネットの利用に係る犯罪の被害等」といった文言に置き換えてはどうか。	⑤	原案では子どもが置かれている状況が深刻さを増していることについて、「いじめ、不登校、児童虐待相談対応件数の増加、子どもの貧困、ヤングケアラー、インターネットトラブルなどの問題、新型コロナウイルス感染症による心身への影響など」と記載していましたが、修正案では例示を限定することとし、「インターネットトラブル」については削除しています。
14	前文	「また、子どもが休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりするなど、子どもの成長にとって大切な権利が十分に守られていない」について、示されている認識はそのとおりだと思うが、十分に守られていない権利はそれだけではなく、虐待、いじめ等により「生きる権利」や「学ぶ権利」などより根本的な子どもの権利が侵害されている状況があることにも触れるべきではないか(どちらかという、その前の文章で、これらの権利についても触れるのがよいと思われる。)。また、「子どもが休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりするなど」については、「子どもの成長にとって大切な権利」の例示になっていないので、「子どもが休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利など、」とすべきではないか。	⑤	原案では前文で具体的な子どもの権利について例示をしていましたが、修正案では削除しています。なお、子どもの権利については、第3条(基本理念)に児童の権利に関する条約の4つの原則を盛り込んでいます。
15	前文	「児童の権利に関する条約に定められた子どもの権利」について、他の部分に出てくる「子どもの権利」との関係が明らかではなく、権利の内容が限定されているようにも読めるので、子どもの権利と児童の権利に関する条約の関係については、第1段落などの別の部分で「児童の権利に関する条約では、生きる権利、育つ権利、守られる権利及び参加する権利をはじめとする子どもの権利が保障されることを定めている。」などと記述し、ここでは単に「子どもの権利」としてはどうか。	⑤	前文の構成を見直したことに伴い、「児童の権利に関する条約に定められた子どもの権利」の記述は削除しています。なお、子どもの権利については、第3条(基本理念)に児童の権利に関する条約の4つの原則を盛り込んでいます。
16	前文	「児童の権利に関する条約及びこども基本法の理念にのっとり」について、第1条では「児童の権利に関する条約の精神にのっとり」となっていて平仄が合っていないので、「理念にのっとり」か「精神にのっとり」のどちらかに統一すべきではないか。	①	ご意見をふまえ、「児童の権利に関する条約の精神にのっとり」に修正します。
17	前文	「全ての子どもの権利が守られる社会の実現」について、第1条(目的)及び第3条(基本理念)では、「全ての子どもが豊かで健やかに育ち、安全に暮らすことができる社会の実現」となっており、この条例で目指すべき社会が統一されていないので、どちらかに統一するか、あるいは統合して「全ての子どもがその権利を保障され、豊かで健やかに育ち、安全に暮らすことができる社会の実現」などとすべきではないか。	①	ご意見をふまえ、「全ての子どもの権利が守られる社会の実現」を「全ての子どもが、権利の主体として、豊かで健やかに育ち、安全に安心して暮らすことができる三重」に修正します。
18	第1条	下線部分を追加してはどうか。 「将来に夢や希望を持ちながら安心して成長できる」としてはどうか。	①	ご意見をふまえ、文章後半の「安全に暮らすことができる社会」を「安全に安心して暮らすことができる社会」に修正します。
19	第1条	「児童の権利に関する条約の精神にのっとり」について、前文と平仄を合わせる観点、また、こども基本法は計画など本条例の個々の要素とも密接に関連していることから、こども基本法にも触れることとし、「児童の権利に関する条約及びこども基本法(令和四年法律第七十七号)の精神にのっとり」とすべきではないか。また、前文と平仄を合わせる観点から、「精神にのっとり」か「理念にのっとり」のどちらかに統一すべきではないか。	④ ①	こども基本法は、青年期以降の就労、結婚等を含めた「こども施策」について、基本理念等を規定したものであり、本条例とは目的が異なるものと理解しています。このため、「精神にのっとり」は「児童の権利に関する条約」のみとしています。なお、都道府県こども計画の策定など、法の規定をふまえた取組は条文に盛り込んでいます。前文との平仄を合わせる観点については、ご意見のとおり「精神にのっとり」に統一します。
20	第1条	「基本理念を定め、(……)施策の基本となる事項を定め」の対象が明記されていないので(既存の県の施策推進条例等では必ず対象は明記されている)、「のっとり」の次に、例えば、第3条で基本理念の対象となっていることに鑑み、「全ての子どもが豊かで健やかに育ち、安全に暮らすことができる社会の実現に関し」(ただし、この場合、第1条の最終目的と重複することになるので留意が必要)などの文言を加えるべきではないか。	④	基本理念の対象は第3条に明記されていること、また、記載した場合、ご意見にある通り、記載が重複することから、ここでは単に基本理念としています。
21	第1条	従来の第1条と同様、用言の並列における法令表現に従い、「基本理念を定め、」の次に「並びに」を加えるべきではないか。	①	ご意見のとおり修正します。
22	第1条	「これを」について、従来の第1条では、「子どもが豊に育つことができる地域社会づくり」を受けての「これ」であったが、改正案では、「これ」を受ける対象がないので、「子どもに係る施策を」等に改めるべきではないか。	①	直前の「施策の基本となる事項」を「子どもに関する施策の基本となる事項」に修正します。「これを」は「子どもに関する施策の基本となる事項」を指します。

番号	項目	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
23	第1条	「子どもの権利を守り、生きづらさや困難を取り除き、将来に夢や希望を持ちながら成長できる環境づくりを進め」について、文のつながりがわかりにくいので、せめて「子どもの権利を守り、その生きづらさや困難を取り除き、子どもが将来に夢や希望を持ちながら成長できる環境づくりを進め」としてはどうか。また、内容を詰め込み過ぎているように感じるのので、前文や基本理念にも同様の趣旨が盛り込まれていることにも鑑み、全部又は一部を削ってもよいのではないか。	① ④	ご意見の前半部分については、ご意見をふまえ、「子どもの権利を保障し、生きづらさや困難を取り除き、子どもが将来に夢や希望を持ちながら成長できる環境づくりを進め」に修正します。なお、ご意見の後半部分については必要な内容と考えていますので、文言の削除等は行わないこととします。
24	第2条第1号	「十八歳未満の者及び十八歳未満の者と(……)認められる者」について、同じ文言が重複しているので、同様の定義をしている他県等の条例を参考に、「十八歳未満の者及びこれらの者と(……)認められる者」としてはどうか。	①	当該箇所については、より分かりやすい表現として、「十八歳未満の者をいい、十八歳に達した後も引き続き子どもに関する施策の対象とする必要がある者を含む。」に修正します。
25	第2条第1号	こども基本法では、「こども」を「心身の発達の過程にある者」と定義しているが、それに合わせなくてよいのか。また、「十八歳未満の者と等しくこの条例の対象とすることが適当と認められる者」は、基準が不明確のように思うが、どのような者を想定しているのか。	④	こども基本法における「こども」は、「こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者」を指しており、本条例の「子ども」より対象が広く、いわゆる若者の一部を含むものと理解しています。本条例では、18歳以上であっても、高等学校等に在学している場合や児童養護施設に入所している場合など、各施策の実施にあたり、個別の事情により同等に扱うことが適当である者も対象とすることを想定しています。
26	第2条第2号	「子どもに係る施策」について、定義して用いるのであるから、こども基本法も参考に、端的に「子ども施策」としてはどうか。	⑤	「子どもに係る施策」の定義そのものを削除することとします。
27	第2条第2号	「第二章「基本的施策」に定める施策」について、通常、このような場合に章名は引用しないので、「第二章に定める施策」としてはどうか。	⑤	同上
28	第2条第4号	「その他これらに類する施設」と「子どもが育ち、学び、及び活動するために利用する施設」は意味に重複が見られると思う(なんなら「学校」及び「児童福祉施設」も「子どもが育ち、学び、及び活動するために利用する施設」に含まれると解される)ので、「これらに類する施設のほか、」は削って、「(……)学校、(……)児童福祉施設その他子どもが育ち、学び、及び活動するために利用する施設」としてはどうか。	①	ご意見のとおり修正します。(なお、「その他」は「その他の」とします。)
29	第2条第5号	「子どもや子育て家庭」について、「や」は条例の表現としては口語的であるので、「子ども又は子育て家庭」としてはどうか。(なお、「又は」としたとしても、子どもと子育て家庭の両方を支援する団体も含まれる。)	①	ご意見のとおり修正します。
30	第3条	※下線部分を追加してはどうか。 「全ての子どもが豊かで健やかに育ち、安心・安全に暮らすことができる社会の実現」としてはどうか。	①	ご意見をふまえ、「安全に」を「安全に安心して」に修正します。
31	第3条	「社会の実現」を「行う」というのは違和感があるので、障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例等を参考に、「(……)社会の実現は、(……)図られなければならない」としてはどうか。	④	各主体の主體的な取組を促す表現として、「行う」のほうがより適切ではないかと考えていますので、原案のとおりとします。
32	第3条第1号	条例を含む法令では、原則として主語の後に「、」を付することとされているので、「子どもは、」としてはどうか。	①	ご意見のとおり修正します。
33	第3条第1号	子ども条例を改定する目的は、社会的に弱い立場にある子どもを守るためであると推察いたしますが、子どもの中でも特に弱いのは神経発達症(=発達障害)を合併する子どもになります。いじめ・不登校・自殺・児童虐待の、いずれにおいても基礎に神経発達症を有する際は、そのことを理解しないと対応を誤る恐れがあります(例:神経発達症を有する子どもはそもそもSOSを出すコミュニケーション力がないため、より大人からの働きかけが合理的配慮として必要になる)。また学校現場においては、神経発達症を有する子どもにとっては「通常の教育」が「合理的配慮を欠く教育」になる恐れがあり(特に限局性学習症状を有する子ども)、教師が一生懸命になるほど学校への恐怖感を高めてしまう恐れがあります。以上の理由から、限局的な表現ながらも以下の文言(※下線部分)を入れてはどうかと考える次第です。  一 子どもは生まれながらに一つの人格として権利を有し尊重されるべきものであり、 <u>神経発達症の合併を含む</u> いかなる理由による差別も受けることがないこと。	③	発達支援については、条例には例示していませんが、条例に基づいて策定する計画の中で、重点的な取組の1つに位置付けて取り組んでいくこととしており、いただいたご意見を参考にさせていただきます。
34	第3条第2号	第二号「子どもに関することが決められたり、行われたりするときに」の後に「子どもの意見が反映され」の文言を入れることが望ましいと考えます。第四号でふられているとは思いますが、子どもが参加することについてだけでなく、子どもに関することを決める時には必ず子どもの意見を聴くことを表明してもらいたいと思います。	③	県の基本的施策の一つである「子どもの意見表明及び社会参画の促進」(第14条)において、子どもが社会の一員として意見を表明することができ、かつ、その意見が子どもに関する施策に適切に反映されるよう、環境の整備を図ることを表明しています。
35	第3条第2号	※下線部分を追加してはどうか。 二 子どもに関することが決められたり、行われたりするときに、 <u>子どもの本心が尊重されるとともに</u> 、子どもの最善の利益が第一に考慮されること。  ※大人の意向に沿った選択をさせられる子どもが多いことに留意することが必要である。	①	ご意見をふまえ、「子どもは、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される。」に修正します。なお、第3条の各号の構成を見直したことに伴い、子どもの最善の利益に関する本条項は修正案では第4号としています。
36	第3条第2号	「子どもに関することが決められたり、行われたりする」という表現は、口語的で、前文ならともかく、法律や条例ではほぼ見られないものなので、「子どもに関することが決められ、又は行われる」としてはどうか。	⑤	文章を見直したことに伴い、「子どもに関することが決められたり、行われたりするときに」の一文は削除しています。

番号	項目	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
37	第3条第3号	「子どもの命や健康が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できること。」を「信頼関係の中で、自分を肯定的に受け止めながら安心して成長できること。」としてはどうか。 ※旧条例にあった「信頼」が新条例でなくなっている。また、ユニセフにある「もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう」という文言を入れているが、日本は世界で最も自己肯定感の低い国である。条例の対象は、日本で生きる子どもであることに留意することが必要である。「自分はダメ」という自己否定感に苦しむ子どもが多く、「もって生まれた能力」という言葉に対して、「自分はダメだから」と思う子どもも多いのではないか。この条例は、「自分のためのものではない」と伝えることにならないか危惧する。	①	ご意見をふまえ、「もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できること」を「健やかに成長することができる」に修正します。
38	第3条第3号	「命や健康」について、口語的で条例の表現として適切ではないと考えるので、三重県がん対策推進条例第1条を参考に、「生命及び健康」としてはどうか。	①	ご意見のとおり修正します。
39	第3条第3号	「もって生まれた」について、「持って」は常用漢字なので、「持って生まれた」とすべきではないか。	⑤	別途ご意見をいただいていることをふまえ、「もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できること」の部分は、「健やかに成長することができる」に修正します。
40	第3条第4号	文のつながりが読みづらく、「その意見が聴かれ」と「その意見が十分に考慮されること」は意味が重複していると思うので、「その意見が聴かれ」を削ってはどうか。	③	第3条の各号の構成を見直したことに伴い、この第4号については、前半の「意見表明及び社会参画の促進」に係る部分と、後半の「子どもの最善の利益の考慮」に係る部分を分けて、別の号として整理しています。
41	第3条第4号	「子どもの最善の利益を実現する」について、同じようなことを第4条第2項では、「子どもの最善の利益を図る」としていて、平仄が合っていないので、どちらかに統一してはどうか。	①	ご意見をふまえ、子どもの最善の利益については「優先して考慮」という表現に統一します。
42	第4条	第4条(県の責務)の第2項～第4項について、「協力」や「支援」に加え、県が責任をもって財政上の措置を講ずる努力をすることを明記すべき。第4回子ども政策検討会議で提示された「たたき台」のように、条文化がたいせつであると考えられる。 (理由) 子どもたちが暮らす県内各市町の財政状況によらず、必要な施策や措置を安定的かつ質の高いものを担保するうえでは、県の責任において財政面を保障していく必要があると考えるため。	①	子どもに関する施策に対する県の取組姿勢を明らかにするため、施策の推進に必要な財政上の措置を講ずるよう努める旨の条項(第23条)を新たに設けることとします。
43	第4条第1項	「全ての子どもの権利を守るために必要な施策」について、条例の他の部分に出てくる「子どもに係る施策」との関係が明らかではなく、意味が限定されて読まれるおそれもあると考えるので、対象とする内容が同じなのであれば(条例を含む法令では、同じ対象を指す場合は一貫して同じ用語を使用すべきものとされている)、「子どもに係る施策」としてはどうか。	①	ご意見をふまえ、「全ての子どもの権利を守るために必要な施策」を「子どもに関する施策」に修正します。
44	第4条第1項	「施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する」について、策定も計画的に行うべきであり、また、実施も総合的に行うべきであるので、「施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する」としてはどうか(なお、法律においては、このパターンしか確認できない)。	①	ご意見のとおり修正します。
45	第4条第2項	「その他の関係者の意見」を「関係者及び子ども・子育て支援団体の意見」としてはどうか。 ※特定の関係者・団体だけでは、子どもの最善の利益のための施策にできるとは考えられないので、明記する必要がある。	④	「その他の関係者」には、子ども・子育て支援団体も当然に含まれるものと考えています。
46	第4条第2項	「子どもの最善の利益を図る」について、同じようなことを第3条第4号では、「子どもの最善の利益を実現する」としていて、平仄が合っていないので、どちらかに統一してはどうか。	①	ご意見をふまえ、子どもの最善の利益については「優先して考慮」という表現に統一します。
47	第4条第2項	「施策の対象となる」について、「前項の施策」を受けての「施策」であるので、「当該施策」としてはどうか。	①	ご意見のとおり修正します。
48	第4条第2項	「子どもを養育する者」について、第2条第3号で定義されている「保護者」と異なる概念なのか。異なるのであれば、定義語である「保護者」とすべきではないか。	①	ご意見のとおり修正します。

番号	項目	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
49	第4条第3項	「子どもに係る施策」について、同じ条の中であえて第1項の「全ての子どもの権利を守るために必要な施策」と異なる概念を用いている理由は何かあるのか。特にないのであれば、「第一項の施策」とするか、第4条全体で「子どもに係る施策」を用いるべきではないか。	①	ご意見をふまえ、「子どもに関する施策」に統一します。
50	第4条第3項	「実施に当たっては」について、施策の実施段階だけでなく、策定段階での市町との連携や協力も重要であると考えているので、「策定及び実施に当たっては」としてはどうか。	③	施策の策定段階で市町と連携・協力することを県の責務として条例に規定することはしませんが、施策の内容に応じて、策定段階で市町の意見を聴くことや情報共有することは必要と考えていますので、いただいたご意見を参考にさせていただきます。
51	第5条	「力を発揮して育つことができるよう努める」を「自己肯定感を育みながら成長できるように努める」としてはどうか。 ※「力を発揮して」を都合よく解釈する保護者がいた場合、それは教育虐待につながることも考えられる。「ありのままの自分でいい」という自己肯定感を育めるように無条件で子どもを認めることは、子どもと保護者の関係の原点であり、ここに明記したい。	①	ご意見をふまえ、「力を発揮して育つことができるよう」を「健やかに育つことができるよう」に修正します。
52	第5条	「子どもの養育に関する第一義的責任を有し」について、条文の中でこの部分が唐突で文のつながりが悪い印象があるので、こども基本法第3条第5号の表現も参考に、「自らが子どもの養育に関する第一義的責任を有するとの認識の下」としてはどうか。	①	「子どもの養育に関する第一義的責任を有し」を「子どもの養育に関する第一義的責任を有することを認識するとともに」に修正します。
53	第5条	「県や市町」について、「や」は条例の表現としては口語的であるので、後の部分で「等」につながっていくことにも鑑み、「県、市町」としてはどうか。	①	ご意見のとおり修正します。
54	第5条	「子どもの権利を守り、子どもが安心して過ごし、力を発揮して育つことができるよう」について、法制執務にのっとった形で文のつながりがよくなるよう、「子どもの権利を守るとともに、子どもが安心して過ごし、及び力を発揮して育つことができるよう」としてはどうか。	①	ご意見をふまえ、「子どもの権利を守り、子どもが安心して過ごし、力を発揮して育つことができるよう」を「子どもが安心して過ごし、及び健やかに育つことができるよう」に修正します。
55	第6条	第6条の見出しが「(学校等の役割)」となっているが、第1項及び第3項は「学校等の関係者」の役割について、第2項は「学校等の設置者及び管理者」及び「学校等の教員及び職員」の役割について規定しており、「学校等」自体の役割については規定した項はなく、条文の内容と見出しが合致していないので、条文の組立ても再考した上で適切な見出しを付するべきではないか。せめて条文の内容と完全に一致はしていないが、「(学校等の関係者の役割)」としてはどうか。	①	見出しを「学校等関係者の役割」とした上で、各項の記載内容を見直します。
56	第6条第1項	環境づくりをすすめていくために、「人材を確保する」「欠員状況を改善する」といった人的配置にかかわる環境整備を県や市町の行政が責任をもってすすめていくことを明記すべき。 (理由) 現在、教員不足(なり手不足、代替者不足)に歯止めが利かない状況になっている。その中で、子どもたちを支援していくにもしきれない状況となっている。まずは正規職員や常勤講師の確保が最重要であり、それに加えての非常勤の配置や教員免許を持たない学校スタッフの配置や増員といった環境整備が必要である。またそれは、県がリーダーシップをとり、各市町とも連携してすすめていくべきことであると考えているため。	③	条例は子どもに関する施策の大きな方向性を示したものであり、人材の育成等の環境整備については第16条に定めています。具体的な施策については、条例に基づいて策定する計画で定めることとしており、いただいたご意見を参考にさせていただきます。 子どもに関する施策は市町が所管するものも多く、県と市町が連携し、相互協力のもと施策を進めていく必要があるため、県の責務(第4条)に市町との連携・協力規定を新たに盛り込んでいます。
57	第6条第1項	「学校等の関係者(設置者、管理者、教員及び職員をいう。以下同じ。)」について、「関係者」は一般名詞としての性格が強く、()内の定義は「学校等の関係者」の定義としたほうが適切だと考えられ、また、「学校等の関係者」が出てくるのは第3項及び第12条に限られるので、「学校等の関係者(学校等の設置者、管理者、教員及び職員をいう。第三項及び第十二条において同じ。)」としてはどうか。	①	第2条(定義)の「学校等」の定義を「学校等関係者」の定義に見直したうえで、当該箇所は「学校等関係者」とします。
58	第6条第2項	子ども条例を改定する目的は、社会的に弱い立場にある子どもを守るためであると推察いたしますが、子どもの中でも特に弱いのは神経発達症(=発達障害)を合併する子どもになります。いじめ・不登校・自殺・児童虐待の、いずれにおいても基礎に神経発達症を有する際は、そのことを理解しないと対応を誤る恐れがあります(例:神経発達症を有する子どもはそもそもSOSを出すコミュニケーション力がないため、より大人からの働きかけが合理的配慮として必要になる)。また学校現場においては、神経発達症を有する子どもにとっては「通常の教育」が「合理的配慮を欠く教育」になる恐れがあり(特に限局性学習症状を有する子ども)、教師が一生懸命になるほど学校への恐怖感を高めてしまう恐れがあります。以上の理由から、限局的な表現ながらも以下の文言(※下線部分)を入れてはどうかと考える次第です。  2 学校等の設置者及び管理者は、当該施設の教員及び職員に対し、子どもの権利についての理解を深めるための <b>神経発達症の理解を含む研修等の実施に努めるものとする</b> 。また、学校等の教員及び職員は、子どもの権利に関する <b>神経発達症の理解を含む研修の受講等に努めるものとする</b>	③	発達支援については、条例には例示していませんが、条例に基づいて策定する計画の中で、重点的な取組の1つに位置付けて取り組んでいくこととしており、いただいたご意見を参考にさせていただきます。
59	第6条第2項	「当該施設」について、それより前に「施設」は出てこず、「当該」で受けるのは適切ではないので、「当該学校等」とすべきではないか。	⑤	条文を見直したことに伴い、「当該施設の教員及び職員に対し」の一文は削除しています。
60	第6条第2項	同じ条の中で、「子どもの権利についての理解を深めるための研修」と「子どもの権利に関する研修」が混在しており、同一の意味内容が不明確で、平仄が合っていないので、どちらかに統一してはどうか。	①	条文を見直した上で、「子どもの権利について自らの理解を深めるための研修」とします。
61	第6条第2項	後段について、同じ条で「また、」で文章を続けるのは法制執務上適切ではないので、後段の内容について項を分けて規定するか、「子どもの権利についての理解を深めるための研修」と「子どもの権利に関する研修」を統一するのであれば、前段と後段の内容がつながるので、「また、」を「この場合において、」にすべきではないか。	⑤	条文を見直したことに伴い、「また、」以降の部分は削除しています。

番号	項目	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
62	第6条第2項第3項	第2項及び第3項についても、「基本理念にのっとり」という文言を入れるべきではないか。	①	ご意見のとおり修正します。
63	第6条第3項	一般的に条例等で用言を並列する場合は「及び」でつなぐことになっているので、「意見を表明することができる」の前に「及び」を加えてはどうか。	①	ご意見のとおり修正します。
64	第6条第3項	「子どもの最善の利益を第一に考え」について、第3条第1号では「子どもの最善の利益が第一に考慮」と規定されており、法令でもこのような場合は「考慮」が主に用いられていることから、「子どもの最善の利益が第一に考慮し」としてはどうか。	⑤	条文を見直したことに伴い、「子どもの最善の利益を第一に考え」を含む後半部分は削除しています。
65	第6条第3項	第6条第3項に関して 教職員が子どもたちに向き合うためには、物理的・時間的な余裕が必要である。現場ではいま、教職員が子どもたちとじっくりと向き合うことを後回しにして、業務をこなすことで精いっぱいになっている現状がある。教職員の本来の業務は、子どもたちとじっくりと向き合い、教材研究に勤しみ授業力を培うことにある。そのような視点から子どもの意見を十分に尊重できるよう、十分な人的配慮・業務削減に努めていただきたい。	③	条例は子どもに関する施策の大きな方向性を示したものであり、人材の育成等の環境整備については第16条に定めています。具体的な施策については、条例に基づいて策定する計画で定めることとしており、いただいたご意見を参考にさせていただきます。
66	第7条	※下線部分を追加してはどうか。 保護者が子どもを豊かに育てるためにその雇用する労働者の権利が守られ、職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、	④	事業者の役割として、仕事と家庭の両立等の職場環境の整備について定めています。労働者の権利を守ることも当然に含まれるものと考えています。
67	第7条	「保護者が子どもを豊かに育てるためにその雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう」について、「保護者」と「その雇用する労働者」の関係が不明確で論理的につながっていないので、「保護者であるその雇用する労働者が子どもを豊かに育てるために、その者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう」といった表現にしてはどうか。または、保護者だけでなく、将来保護者となり得る者も射程に入れるとするならば、こども基本法第6条や多くの他県の条例も参考に、この際「保護者が子どもを豊かに育てるために」を削ってはどうか。	①	冒頭で「基本理念にのっとり」としており、重複感もあることから、「保護者が子どもを豊かに育てるために」の一文は削除します。
68	第8条	※下線部分を追加してはどうか。 専門性を生かした子どもや子育て家庭に対する活動を通じて、 <b>子どもの安全を守り、子どもの育ちを見守り</b> 、 ※支援団体の数が増えているが、子どもの安全が守られなければ意味がない。 セーフガーディングの視点は不可欠である。	④	直後の「子どもの育ちを見守り」には、子どもの安全を守ることとも含まれると考えています。
69	第8条	「子どもや子育て家庭」について、「や」は条例の表現としては口語的であるので、「子ども又は子育て家庭」としてはどうか。	①	ご意見のとおり修正します。
70	第9条	新条例では、旧条例の第9条の内容がなくなっている。市町は施策の推進をしなくてもいいのか疑問である。	②	県と市町は対等な立場に立つ公共団体であることをふまえ、現行条例にある市町の役割規定は削除しています。一方で、子どもに関する施策は市町が所管するものも多く、県と市町が連携し、相互協力のもと施策を進めていく必要があるため、県の責務(第4条)に市町との連携・協力規定を新たに盛り込んでいます。
71	第9条	「県の」及び「県が実施する」について、「子どもに係る施策」は、第2条第2号で「第二章「基本的施策」に定める施策」と定義されており、第2章ではいずれの条文も主語は「県」で、県の施策であることは定義上自明なので、削ってはどうか。	①	ご意見のとおり修正します。 なお、第2条第2号の「子どもに係る施策」の定義は削除します。
72	第10条	「学校等」について、第6条では学校等の役割は規定されていないので、実際の条文の内容に合わせ、「学校等の関係者」としてはどうか。	①	「学校等」を「学校等関係者」に修正します。 なお、第6条では見出しを「学校等関係者の役割」としたうえで、各項の記載内容を見直しています。
73	第11条	基本的施策の(子どもの安全・安心の確保)の第十一条について、現行と比較しても、今あるさまざまな人権課題について明記されていることは、大変意義のあるものだと感じる。 学校現場において、条例にもとづいたとりくみをすすめるためには、十分な環境整備が必要です。第十一条後半に明記されている通り、「体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする」とあるが、この「その他の必要な措置を講ずる」とは、具体的に何を示すのかをさらに明記していただきたい。	③	子どもの権利が侵害された場合に子どもの最善の利益を優先して考慮し、救済を図ることができる体制、その他の必要な措置については、有識者会議を設置し、こども家庭庁における国内外の相談救済機関の事例に関する調査(令和6年度調査)の結果をふまえながら、検討を行うこととしています。
74	第11条	ソーシャルネットワーキングサービスを行う運営会社に対して厳正な対抗措置を行うことを明記する必要があると思います。具体的な内容にまで触れる必要はないと思いますが、被害にあった場合に三重県が警察や法曹関係者とともに責任を持って当該の運営会社に対応することを明記すれば、三重県民として安心して暮らすことができます。	③	条例は子どもに関する施策の大きな方向性を示したものであり、第2章では基本的施策を示しています。具体的な施策については、条例に基づいて策定する計画で定めることとしており、いただいたご意見を参考にさせていただきます。

番号	項目	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
75	第11条	前文にあった「不登校」がここにはない。「不登校の子どもが、自己否定感を深めることなく安心して育つことのできる支援や環境」という視点で書かれることを希望する。	③	子どもの権利侵害の全てを網羅的に記載することはできないため、例示を限定しています。具体的な施策については、条例に基づいて策定する計画で定めることとしており、いただいたご意見を参考にさせていただきます。
76	第11条	「体罰・不適切な指導」について、条例を含む法令において、「・」は、その結ばれる名詞が密接不可分で、一体的な意味を持っている場合に限定的に使用されるものであり、「体罰」と「不適切な指導」は「・」で並記しても支障ないと考えられるので、「体罰、不適切な指導」としてはどうか。	⑤	子どもの権利侵害の全てを網羅的に記載することはできないため、例示を限定することとし、「体罰・不適切な指導」は削除します。
77	第11条	「性犯罪や性暴力その他の犯罪」について、「その他の」はその前にある字句が、「その他の」の後にある字句の例示となる場合に用いるが、「性犯罪」と並記して「性暴力」を用いているということは「性暴力」は犯罪自体ではないと解され、「犯罪」の例示とはいえないため、「性犯罪その他の犯罪」とし、「性暴力」も明記する必要がある場合は、「性暴力、性犯罪その他の犯罪」としてはどうか。	⑤	子どもの権利侵害の全てを網羅的に記載することはできないため、例示を限定することとし、「性犯罪や性暴力その他の犯罪」は削除します。
78	第11条	「など」について、条例を含む法令における一般的な表現として、「その他の」としてはどうか。	①	ご意見のとおり修正します。
79	第11条	「子どもの権利が侵害された場合に子どもの最善の利益を第一に救済を図る」について、条例の表現として文がこなれておらず、第3条第2号等の他の条文の表現との平仄も合っていないので、「子どもの権利が侵害された場合に当該子どもの最善の利益を第一に考慮してその救済を図る」又は「子どもの権利が侵害された場合に当該子どもの最善の利益を第一に考慮した救済を図る」としてはどうか。	①	ご意見をふまえ、「子どもの権利が侵害された場合に当該子どもの最善の利益を優先して考慮し、その救済を図る」に修正します。
80	第12条	小学校等で「人権」について学ぶ場面はあっても、「子どもの権利」について学ぶ場面はまだまだ少ないように感じております。児童養護施設の職員としてだけでなく、一人の大人として「子どもの権利」を理解し、子ども達に伝えられるようにならなければならないと感じております。まずは子どもに関わる大人が「子どもの権利」の正しい理解をし、きちんと子どもたちに伝えられるようになればと思います。また、「権利」と「義務」について、権利には義務がついてくるものですが、「子どもの権利」については契約ではないため、義務との引き換えではないことを大人がまず理解しなければならないのではないかと思います。	②	子どもの権利を守るために、大人も子どもも子どもの権利について学び、理解を深めることが大切であると考えており、県の基本的施策の一つに「子どもの権利について学ぶ機会の提供」(第12条)を掲げています。
81	第12条	「保護者、学校等の関係者及び県民並びに子ども自身」について、従来の条例第11条第1号の規定ぶりにも鑑み、子どもの権利について学ぶべき第一の主体は子ども自身であると考えるので、「子ども自身並びに保護者、学校等の関係者及び県民」としてはどうか。	④	子どもの権利を守るために、まずは大人が子どもの権利について学ぶ必要があるとの認識のもと、意識的に大人の側を先に記載しています。
82	第13条	1つの条文に「とともに」が2回出てくる(通常そのようなことはない)など、内容を詰め込みすぎ、冗長な条文になっているので、2項に分けてはどうか。	①	ご意見をふまえ、第13条(※修正案では第14条)の構成を見直し、3項に分けて記載することとします。
83	第13条	「子どもが意見を形成するための支援」について、「意見」だけだと漠然としすぎており、県がどのような支援を行うのかも不明確である。条文の趣旨的に社会に関する意見の形成を支援することが求められると考えるので、「子どもが社会の一員として意見を形成するための支援」などとしてはどうか。	①	第13条(※修正案では第14条)の構成を見直し、第1項で子どもが社会の一員として意見を表明することができることを定め、第2項でその意見表明に当たった意見形成支援に努めるという形に修正します。
84	第13条	「子どもの意見を幅広く聴取した上で」について、第4条第2項では「子ども(… )の意見を幅広く聴いて」となっていることと平仄があっていないので、「聴取する」か「聴く」のどちらかに統一してはどうか。(「聴く」に統一する場合、この部分は「子どもの意見を幅広く聴いた上で」となる。)	⑤	第13条(※修正案では第14条)の構成を見直したことに伴い、「子どもの意見を幅広く聴取した上で」の文言は削除しています。
85	第13条	「子どもの最善の利益を第一に考え」について、第3条第1号では「子どもの最善の利益が第一に考慮」と規定されており、法令でもこのような場合は「考慮」が主に用いられていることから、「子どもの最善の利益が第一に考慮し」としてはどうか。	⑤	第13条(※修正案では第14条)の構成を見直したことに伴い、「子どもの最善の利益を第一に考え」の文言は削除しています。
86	第13条	「声を上げにくい状況にある子ども」について、「声を上げにくい」は条例の表現としては口語的すぎるので、「意見を表明することが困難な状況にある子ども」などとしてはどうか。	⑤	第13条(※修正案では第14条)の構成を見直したことに伴い、「声を上げにくい状況にある子ども」の文言は削除しています。
87	第13条	「子どもからの意見聴取に留意するものとする」について、どのように留意するのかが不明確なので、「子どもから十分に意見を聴取することができるよう留意するものとする」などとしてはどうか。せめて、「子どもからの意見聴取に特に留意するものとする」としてはどうか。	⑤	第13条(※修正案では第14条)の構成を見直したことに伴い、「子どもからの意見聴取に留意するものとする」の文言は削除しています。
88	第14条第1項	「自己肯定感を持ちながら、自らの力を発揮して、自立した個人として」を「自己肯定感を育みながら、必要な時には他者に頼り、自立した個人として」としてはどうか。 ※自己肯定感を持つものでなく、時間をかけて育むものである。また、他者に頼ることを明記せずに自立した個人を目標にすれば、自己責任を迫ることもなりかねない。	①	ご意見をふまえ、「自己肯定感を持ちながら、自らの力を発揮して、自立した個人として自分らしく豊かに育つことができるよう」を「自分らしく豊かで健やかに育つことができるよう」に修正します。
89	第14条第1項	第1項に第五号として下記を追加してはどうか。 「五 子どもは、状況に応じて安心して休息することができる。」 ※前文には「子どもが休んだり」とあるが、本文の中に休息の権利が認められる記述がない。不登校の子どもにとっても、休むことは重要な権利である。	④	第14条(※修正案では第13条)は基本的施策の一つとして「子どもの育ちへの支援」について記載しており、具体的子どもの権利を記載する条項ではありません。 なお、第1条(目的)において、「児童の権利に関する条約の精神にのっとり～子どもの権利を保障し」としており、本条例は条約に定められている権利を保障することを目的としています。

番号	項目	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
90	第14条第1項	「関わらず」について、「法令における漢字使用等について」に従い、「かかわらず」とすべきではないか。	①	ご意見のとおり修正します。
91	第14条第1項	「子どもの育ちにとって極めて重要な時期である乳幼児期から切れ目のない支援を行うこと」について、他の号と比較して、支援の対象が不明確でどんな支援内容なのかよくわからない(支援内容を規定するのではなく、支援に当たっての心構えの規定のようになっている)ので、こども基本法第2条第2項第1号を参考として、「子どもの育ちにとって極めて重要な時期である乳幼児期から切れ目なく子どもが健やかに成長することができるよう支援すること」などとしてはどうか。	④	ご意見のとおり修正した場合、その前の文章と重複感があるため、原案のとおりとします。具体的な施策については、条例に基づいて策定する計画で定めることとしています。
92	第14条第2項	※下線部分を追加してはどうか。 県は、貧困の状況にある子ども、ひとり親家庭の子ども、社会的養護が必要な子ども、発達支援及び医療的ケアが必要な子ども、不登校の子ども、外国につながる子ども、ヤングケアラーなど、特別な支援や配慮が必要な子どもが、適切に養育され、その学びや育ち及び生活を保障されるよう必要な支援を行うものとする。 ※養育と生活保障だけでなく、学びや育ちの環境が保証されていないことが、現在の大きな社会課題である。	④	直前の「適切に養育」には、学びや育ちも当然に含まれるものと考えています。
93	第14条第2項	「社会的養護」について、子どもを虐待から守る条例では、同様のことを指すのに「社会的養育」が使用されており、三重県社会的養育推進計画も策定されているが、それらに合わせて「社会的養育」としなくてよいか。	①	ご意見をふまえ、「社会的養護が必要な子ども」を「児童養護施設又は里親のもとで暮らす子ども」に修正します。
94	第14条第2項	「発達支援及び医療的ケアが必要な子ども」について、発達支援と医療的ケアの両方が必要な子どもと読めてしまうので、「発達支援又は医療的ケアが必要な子ども」としてはどうか。(なお、「又は」としたとしても、発達支援と医療的ケアの両方が必要な子どもも含まれる。)	⑤	特別な支援や配慮が必要な場合について全てを網羅的に記載することはできないため、例示を限定することとし、「発達支援及び医療的ケアが必要な子ども」については削除します。
95	第14条第2項	「外国につながる子ども」について、条例における用語として曖昧でどのような範囲の子どもなのか不明確なので、定義を設けるか、あるいは「本邦の域外にある国若しくは地域の出身である又はその子孫である子ども」などとするか、あるいは最終的に「など」でつながるので例示は代表的なもの、例えば「外国籍の子ども」だけとするかといった修文をしてはどうか。	⑤	特別な支援や配慮が必要な場合について全てを網羅的に記載することはできないため、例示を限定することとし、「外国につながる子ども」については削除します。
96	第14条第2項	「ヤングケアラー」について、前文にも出てくる用語であり、他県の条例では定義していることが多く、県民等に対する分かりやすさの観点から、子ども・若者育成支援推進法第15条等も参考に、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども」といった定義を行ってはどうか。	⑤	特別な支援や配慮が必要な場合について全てを網羅的に記載することはできないため、例示を限定することとし、「ヤングケアラー」については削除します。
97	第14条第2項	「など、」について、条例を含む法令における一般的な表現として、「その他の」としてはどうか。	①	ご意見のとおり修正します。
98	第14条第2項	「特別な支援や配慮」について、「や」は条例の表現としては口語的であるので、「特別な支援又は配慮」としてはどうか。	①	ご意見のとおり修正します。
99	第14条第2項	近年、インクルーシブ教育の重要性が言われている。学校現場では多種多様な子どもたちが、たがいを尊重しながらともに学んでいる。人権感覚あふれる学校づくりの中でともに生きることをめざすインクルーシブ教育の視点は欠かせないものである。インクルージョンの視点やインクルーシブ教育についても明記することを求める。	③	条例は子どもに関する施策の大きな方向性を示したものであり、第14条第2項(※修正案では第13条第2項)では、特別な支援や配慮が必要な子どもへの支援について定めています。具体的な施策については、条例に基づいて策定する計画で定めることとしており、いただいたご意見を参考にさせていただきます。
100	第15条	「子育て家庭に寄り添った様々な支援」について、抽象的でどのような支援が行われるのか不明確なので、具体的な支援内容の例示を明記してはどうか。	①	ご意見をふまえ、例示として、「多様な子育てと働き方のための環境の整備、情報提供」を明記します。
101	第16条	「子どもや子育て家庭」について、「や」は条例の表現としては口語的であるので、「子ども又は子育て家庭」としてはどうか。	①	ご意見のとおり修正します。
102	第16条	「保護者(……)が行う活動」について、活動に限定が付されておらず、対象者が行う活動なら何でも当てはまるように読めてしまうので、「保護者(……)が行う子ども又は子育て家庭に係る活動」などとしてはどうか。	①	ご意見をふまえ、「活動」を「子ども又は子育て家庭を支える活動」に修正します。
103	第17条	「相談窓口の設置と関係機関と連携した適切な対応」とありますが、権利侵害の救済についてオンブズパーソンなど具体的な仕組みを明らかにしておく必要があると思いますが、どうでしょうか。	③	子どもの権利が侵害された場合に子どもの最善の利益を優先して考慮し、救済を図ることができる体制、その他の必要な措置については、有識者会議を設置し、こども家庭庁における国内外の相談救済機関の事例に関する調査(令和6年度調査)の結果をふまえながら、検討を行うこととしています。
104	第17条	「子どもや子育て家庭」について、「や」は条例の表現としては口語的であるので、「子ども又は子育て家庭」としてはどうか。	①	ご意見のとおり修正します。
105	第18条第3項	「こども基本法」は、この条例で初出なので、「こども基本法(令和四年法律第七十七号)」とすべきではないか。	①	ご意見のとおり修正します。
106	第18条第3項	「第十一条第一項に基づく」は、「第十一条第一項の規定に基づく」とすべきではないか。	①	ご意見のとおり修正します。



番号	項目	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
107	第19条第2項	「子どもが情報に触れたり、理解を深めたりする」について、「(……)たり、(… …)たり」は、口語的で、前文ならともかく、法律や条例ではほぼ見られないものなので、「子どもが情報に触れ、及び理解を深める」又は「子どもが情報に触れ、かつ、理解を深める」としてはどうか	①	ご意見のとおり修正します。
108	第20条	「この条例に基づき県が行う施策」について、本条例では「子どもに係る施策」と定義しており、それと「この条例に基づき県が行う施策」とどう違うのかといった疑問を惹起するおそれがあるので、定義どおり「子どもに係る施策」としてはどうか。	①	ご意見をふまえ、「この条例に基づき県が行う施策」を「この条例に基づき県が行う子どもに関する施策」に修正します。
109	第21条	※下線部分を追加してはどうか。 知事は、毎年、計画に基づく施策の実施状況を第三者機関を通じて評価し、これを年次報告として取りまとめ、公表するとともに、施策への反映に努めるものとする。 ※自己評価でなく、客観的な評価が必要である。	②	県の責務(第4条)として、子どもに関する施策の策定、実施、評価にあたって、施策の対象となる子ども等の意見を反映させるための措置を講ずることとしており、そのために、外部の有識者等で構成する新たな会議体を立ち上げる予定です。
110	第21条	「計画に基づく施策」について、本条例では「子どもに係る施策」を定義しているので、「計画に基づく子どもに係る施策」としてはどうか。	①	ご意見をふまえ、「計画に基づく施策」を「計画に基づく子どもに関する施策」に修正します。
111	全般	学校現場において、条例にもとづいたとりくみをすすめるためには、十分な環境整備が必要です。子どもたちが、豊かな学びを実現するためには、県が責任をもって財政上の措置を講ずる努力をすることも明記するべきであると考えます。	①	子どもに関する施策に対する県の取組姿勢を明らかにするため、施策の推進に必要な財政上の措置を講ずるよう努める旨の条項(第23条)を新たに設けることとします。
112	全般	県民をはじめ、保護者、教育関係団体等が条例にもとづきとりくむためには、十分な環境整備が必要である。不登校の子ども、教室に入りづらい子ども、家庭環境が不安定な子どもなど、様々な子どもがいる中で、子どもたちのニーズに応え、子どもの成長につなげるためにはまだまだ不十分な環境であると感じる。子どもたちが成長するための環境を整えるためにも、県が責任をもって財政上の措置を講ずる努力をすることを明記するべきである。	①	同上
113	全般	私は高校の教員です。今勤務している学校では外国籍の生徒がいます。「ヤングケアラ」といった課題にも直面しています。ここ数年で子どもたちをとりまく環境は劇的に変化しました。「三重県子ども条例」の施行から早10年以上経過しているが、今の時代に合ったものを出来ることは早く、県が責任をもって改正を行っていくことは必要に感じました。今回の改正案では「子どもは生まれながらに権利の主体である」とし、社会全体でとりくんでいくことの必要性、学校現場での役割、基本的な施策、子どもの育ちへの支援等、以前よりは具体的に記載されているように思います。ただ、この条例にもとづいてとりくみを進めていくためには、さまざまな環境整備を行っていくことが重要になってくるのではないかと思います。すべての子どもたちが大切にされ、安心、安全に暮らすことのできるよう、また「豊かな学び」を保障し、実効性のある施策になるよう、財政上の措置を含め、1つでも前進するよう希望します。	①	同上
114	全般	全面的に細かく見直しがされていますが、経済的支援・財政上の措置について具体的な記載が見当たりません。別途、予算措置がなされているのかもしれませんが、経済的な裏付けがないと、せっかくの素晴らしい条例も実効性に欠けるのではないかと危惧いたします。	①	同上
115	全般	第6条(学校等の役割)のなかで、「学校等の関係者は、…(中略)…子どもが安心して学び、育つことができる環境づくりに努める」とあるが、そのためには、学校の施設・設備等の教育環境整備が必要不可欠です。市町によって、子どもたちをとりまく教育環境は大きく異なりますが、それぞれの学校に応じた教育環境整備をおこなっていくためには、市町においては限界があります。必要な予算措置がおこなわれることで、この条例にかかっている子どもの権利が保障されていくのではないかと考えます。県の責務として、教育環境整備のために必要な予算措置を講じていくことも、「三重県子ども条例」の改正案のなかに記載していくべきものと考えます。	①	同上
116	全般	多くの他の施策推進条例で規定されている「財政上の措置」について規定する必要はないか。	①	同上
117	全般	「デジタルガバメントの本質を理解し、推進する」といった趣旨のことを明記されるべきだと思う。行政も限られた人員と予算の中で、いかに真に支援を必要とする子どもや家庭を見つけて、プッシュ型で支援できるようになるためには、デジタル社会への対応が不可欠になるだろう。特に、第二章 基本的施策の「子どもの安全・安心の確保」「子どもの育ちへの支援」「子育て家庭への支援」においては、従来の手上げ形式の施策では限界があるため、プッシュ型支援の重要性を明記されることを望みます。	③	条例は子どもに関する施策の大きな方向性を示したものであり、第2章では基本的施策を示しています。具体的な施策については、条例に基づいて策定する計画で定めることとしており、いただいたご意見を参考にさせていただきます。

番号	項目	意見の概要	対応区分	意見に対する考え方
118	全般	前回の条例は、ほぼ理念条例であったが、今回は、改正の視点に、「子どもの健やかな育ちを支える多様な施策を推進する」とある。改善点は見られるものの、全体としては「子どもの最善の利益」のための具体的な施策があまり見えない。また、各市町が具体的な施策を作ることを促すような条例としての部分も弱い。この条例によって各市町が具体的な施策をつくり、推進するのかが疑問である。	③	条例は子どもに関する施策の大きな方向性を示したものであり、第2章では基本的施策を示しています。具体的な施策については、条例に基づいて策定する計画で定めることとしており、いただいたご意見を参考にさせていただきます。 なお、子どもに関する施策は市町が所管するものも多く、県と市町が連携し、相互協力のもと施策を進めていく必要があるため、県の責務(第4条)に市町との連携・協力規定を新たに盛り込んでいます。
119	全般	子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、三重県下におきましても、いじめ、不登校など増加傾向にあり、学校現場ではそういった多様な課題をもった様々な児童生徒がいます。そのため学校現場が条例にもとづき取り組むためには、十分な環境整備が必要です。 子どもたち一人ひとりが大切にされ、「豊かな学び」を保障することができる、より実効性のある施策が講じられる条例となるようお願いします。	③	条例は子どもに関する施策の大きな方向性を示したものであり、第2章では基本的施策を示しています。具体的な施策については、条例に基づいて策定する計画で定めることとしており、いただいたご意見を参考にさせていただきます。
120	全般	「子どもの権利を守ることを正面から捉える」ことを改正の視点とするのであれば、東京都子ども基本条例や徳島県子ども未来応援条例のように、児童の権利に関する条約で定められた「生きる権利、育つ権利、守られる権利及び参加する権利」をはじめとした子どもの権利について、本条例においても確認的に規定してはどうか。	④	ユニセフのホームページでは「子どもの権利が4つしかないとの誤解を生じる可能性がある」などの理由で4つの権利(生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利)の掲載を取りやめていることをふまえ、改正条例では4つの権利については記載せず、第1条(目的)で「児童の権利に関する条約の精神にのっとり…子どもの権利を保障し…」と規定し、子どもの権利は条約に定められた権利全体であることを表しています。また、第3条(基本理念)には児童の権利に関する条約の4つの原則を盛り込み、これを基本理念として、各主体が取組を進めることを規定しています。
121	全般	○子ども会議について 子ども会議での意見を反映されているように見えませんでした。 子ども会議の資料の中に、「持っている権利、どんな権利があればいいか」という質問に対して「休む権利」「失敗する権利」という意見があったが、このような内容については書かれていませんでした。私はこの権利がとても大切だと思います。改正案を見ると、子どもたちが前を向いて進んでいくことを後押しするようなことばかりで、後ろを向いても大丈夫だということも書かれていません。子どもたちを守るためにはこのことが必要なのではないのでしょうか。 また、「大人に約束してほしいこと」という質問に ・子どもだから言いたいことが言えない環境をなくしてほしい。 ・子どもも大人も一人の人間として対等に扱ってほしい。 ・勝手にルールを作らないでほしい。 という意見がありますが、この条例を作る今、反映するべきではないでしょうか。子どもたちがこのような意見を出していても、この条例は最終的に大人が決めることとなります。三重県子ども政策検討会議の委員に学生さんはいませんが、小学生や中学生は参加していません。この状態で、子どもたちと一緒に作り上げた条例となるのは、私は違うと思いました。	②	子ども会議で、「子どもの権利が守られていないと思うこと、嫌だったこと」について聞いたところ、対象としては先生、学校、親に関わる意見が、内容としては「言われる」「決められる」という意見が多くありました。このため、保護者の役割に「子どもの養育に関する第一義的責任」を、学校等関係者の役割に「子どもの権利について自らの理解を深めるための研修の実施及び受講」を加えています。また、県の基本的施策として、子どもの権利について学ぶ機会の提供(第12条)や、子どもの意見表明の促進(第13条)(※修正案では第14条)を規定しています。 なお、第1条(目的)において、「児童の権利に関する条約の精神にのっとり～子どもの権利を保障し」としており、本条例は条約に定められている権利を保障することを目的としています。また、第3条(基本理念)には児童の権利に関する条約の4つの原則を盛り込み、これを基本理念として、各主体が取組を進めることを規定しています。
122	全般	○子ども政策検討会議の委員について ・委員の数が多いため、意見交換・討議をすすめにくいと考える。 ・前回は大人の公募枠があったが、今回はない。もっとオープンにすることを希望する。また、子どもの枠を設けたのは、大変いいと思うが、残念ながら特定の進学校の生徒になっている。進学校の生徒が感じること・問題意識と進学校でない子どもの感じること・問題意識が同じではないのではないかと。しかも、条例案には、「県は、声を上げにくい状況にある子どもからの意見聴取に留意するものとする。」とある。進学校でない子どもたちが今回の高校生のメンバーを知った時、子どもの権利が自分たちには遠いものであると感じないか危惧している。子どもの権利は「全ての子ども」のためであることを伝えられるような子どもの参加にしてほしい。	⑤	子ども政策検討会議は、子ども基本法で定められた「こどもやこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるための必要な措置」を実現するための会議体です。そのため、有識者及び子どもに関する施策に関係の深い団体(教育、医療、労働)に加えて、様々な活動分野の子ども・子育て支援団体と子ども・若者当事者で構成しています。 なお、基本的施策の一つである「子どもの意見表明及び社会参画の促進」(第13条)(※修正案では第14条)において、子どもが意見を表明するに当たっては、社会的養護下にある子どもをはじめとした、様々な状況にある子どもが意見を表明することができるよう努めることとしています。